名古屋市地域生活支援拠点事業コンソーシアム（共同事業体）取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、コンソーシアム（共同事業体）（以下「コンソーシアム」という。）として、名古屋市地域生活支援拠点事業所の開設協議を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（開設協議にあたっての提出書類）

第２条　コンソーシアムとして開設協議を行うにあたっては、「地域生活支援拠点事業所」開設事業者募集要項に定める提出書類に加えて、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

　(1) 次の事項を記載した届出書（第１号様式）

　　ア　コンソーシアムの名称

　　イ　コンソーシアムの構成法人の所在地、名称及び代表者の職・氏名

　(2) コンソーシアムによる開設協議に関する書類の提出及び地域生活支援拠点事業所の登録申請についての委任状（第２号様式）

　(3) コンソーシアムの結成、運営等についての協定書

２　市長は、前項に規定するもののほか、開設協議書に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

３　第１項第３号に規定する協定書は、別に定めるコンソーシアム（共同事業体）協定書準則（別記様式）に従って作成するものとする。

（責任分担割合）

第３条　構成法人の責任分担割合は、各構成法人間において自主的に定めるものとする。

（調査助言）

第４条　市長は、コンソーシアムの適正な運営を確保するため、必要に応じて実施体制及び運営状況について調査し、助言することができる。

　　　　附　則

　　この要領は、令和2年6月16日から施行する。

附　則

１ この要領は、令和2年12月22日から施行する。

２　この要領の施行の際現にこの要領による改正前の各要領（以下「旧要領」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要領による改正後の各要領（以下「新要領」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

３　この要領の施行の際現に旧要領の規定に基づいて作成されている用紙は、新要領の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

第１号様式

コンソーシアム（共同事業体）協議申請参加届出書

年　　月　　日

（あて先）名古屋市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フ 　リ　 ガ　 ナ  コンソーシアム  の　　名　　称 | |  |
| 代　表　者 | 所　在　地  名　　　称  代表者職氏名 |  |
| その他の構成法人 | 所　在　地  名　　　称  代表者職氏名 |  |

　この届出書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

注）構成法人が３法人以上の場合は、適宜その他の構成法人欄を追加すること。

第２号様式

委　　任　　状

　　年　　月　　日

（あて先）名古屋市長

（委任者）

所 　在 　地

名　　　　称

代表者職氏名

　　私は、名古屋市地域生活支援拠点事業所開設協議のコンソーシアムの参加に際しては、下記のものを代理人と定め、開設協議に関する書類の提出及び名古屋市地域生活支援拠点事業所の登録申請に関する一切の権限を委任します。

記

（受任者）

所 　在 　地

名　　　　称

代表者職氏名

別記様式

コンソーシアム（共同事業体）協定書準則

（目的）

第１条　コンソーシアム（共同事業体）は、運営主体として、名古屋市地域生活支援拠点事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　コンソーシアム（共同事業体）は、○○コンソーシアム（以下「当コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当コンソーシアムは、事務所を○○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当コンソーシアムは、令和○年○月○日に成立し、その存続期間は、名古屋市地域生活支援拠点事業所廃止届出書が受理され、当コンソーシアムの清算が終了するまでとする。

（構成法人）

第５条　当コンソーシアムの構成法人は、次のとおりとする。

　法人名　○○○○○

所在地　○○○○○

　法人名　○○○○○

　所在地　○○○○○

（代表法人）

第６条　当コンソーシアムは、○○○○○を代表法人とする。

（代表法人の権限）

第７条　代表法人は、名古屋市地域生活支援拠点事業に関し、当コンソーシアムを代表し、下記の事項を行う権限を有するものとする。

　(1) 名古屋市と折衝すること。

　(2) 開設協議申請に関すること。

　(3) 名古屋市地域生活支援拠点事業所の登録申請に関すること。

　(4) 補助金の交付申請、受領及び実績報告に関すること。

　(5) 他の関係団体との調整に関すること。

　(6) 当コンソーシアムに属する財産の管理に関すること。

（構成法人の責任分担の割合）

第８条　当コンソーシアムの構成法人の責任分担割合は、次のとおりとする。

　　○○○○○　　　○○％

　　○○○○○　　　○○％

（運営委員会）

第９条　当コンソーシアムは、全ての構成法人をもって運営委員会を設け、名古屋市地域生活支援拠点事業の運営に当たるものとする。

（構成法人の責任）

第10条　各構成法人は、名古屋市地域生活支援拠点事業の実施に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当コンソーシアムの取引金融機関は、○○○○○とし、コンソーシアムの名称を冠した代表法人名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当コンソーシアムは、名古屋市地域生活支援拠点事業所廃止後、決算するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第13条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により、構成法人が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第14条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（事業継続期間中における構成法人の脱退に対する措置）

第15条　構成法人は、名古屋市及び全ての構成法人の承認を得なければ、当コンソーシアムの清算が終了するまで脱退することはできない。

２　構成法人のうち事業継続期間中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成法人が、連帯して事業委託を完了する。

３　第１項の規定により脱退した構成法人があるときは、残存する構成法人の責任分担割合は、脱退した構成法人が脱退前に有していた割合を、残存する構成法人が有している割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成法人には利益の配当は行わない。

（構成法人の除名）

第16条　当コンソーシアムは、構成法人のうちいずれかが、事業継続期間中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、名古屋市及び他の全ての構成法人の承認により当該構成法人を除名することができる。

２　前項の場合において、除名した構成法人に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成法人が除名された場合においては、前条第２項から第４項までの規定を準用する。

（事業継続期間中における構成法人の破産又は解散に関する措置）

第17条　構成法人のうちいずれかが、事業継続期間中において破産又は解散した場合においては、第15条第２項から第４項までの規定を準用する。

（代表法人の変更）

第18条　代表法人が脱退若しくは除名された場合又は代表法人としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表法人に代えて、名古屋市及び他の全ての構成法人の承認により残存する構成法人のうちいずれかを代表法人とするものとする。

（解散後の瑕疵の担保責任）

第19条　当コンソーシアムが解散した後においても、当該事業継続期間中につき瑕疵があったものについては、各構成法人は、連帯してその責に任ずるものとする。

（委任）

第20条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○○○○ほか○○団体は、上記のとおり○○コンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を○通作成し、各通に構成法人が記名のうえ、各自所持するものとする。

　　　年　　月　　日

　　　　 法　 人　 名

　　　 代表者職氏名

　　　 法　 人　 名

　　　 代表者職氏名